

○相模原市医療費助成条例

昭和49年3月29日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、もつて福祉の増進に寄与することを目的とする。

(一部改正〔昭和57年条例26号・平成3年24号・6年21号・7年7号〕)

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、20歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にあるもの又は20歳未満の者で規則で定める学校に在学しているものをいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童(当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。)の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父又は母が死亡した児童
- (2) 父母が婚姻を解消した児童
- (3) 父又は母が規則で定める障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、父母、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業(以下「小規模住居型児童養育事業」という。)を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外のものをいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父母が監護しない前項各号に掲げる児童

4 この条例において「乳児」とは、1歳に達する日の属する月の末日までにある者をいう。

- 5 この条例において「小児」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者(乳児を除く。)その他18歳に達する日の属する月の末日までにある者でこれに準ずるものとして規則で定めるものをいう。
- 6 この条例において「小児等養育者」とは、次の各号のいずれかに掲げる者をいう。
- (1) 乳児、小児又は特定対象児(次条第1項第9号に該当する者をいう。以下同じ。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
 - (2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない乳児、小児又は特定対象児を監護し、かつ、その生計を維持する者
- 7 前項第1号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である乳児、小児又は特定対象児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳児、小児又は特定対象児は、当該父又は母のうちいずれか当該乳児、小児又は特定対象児の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 8 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(追加〔平成3年条例24号〕、一部改正〔平成7年条例25号・10年9号・14年29号・16年9号・17年12号・21号・19年13号・51号・21年9号・24年22号・25年7号・26年70号・30年12号〕)

(対象者)

第3条 この条例による医療費の助成(以下「医療費助成」という。)を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、相模原市国民健康保険条例(昭和34年相模原市条例第2号)に基づく被保険者(以下「市国保被保険者」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に基づく被保険者(次項各号に掲げる者に限る。)又は本市に住所を有す

る者で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく被保険者(市国保被保険者を除く。)若しくは規則で定める保険各法(以下「保険各法」という。)に基づく被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳(以下「身障者手帳」という。)の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する障害を有する者
 - (2) 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において知能指数が35以下と判定された者
 - (3) 身障者手帳の交付を受け、省令別表の3級に該当する障害を有し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定された者
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する障害を有する者
 - (5) ひとり親家庭の父又は母及びその児童(前各号に該当する者を除く。)
 - (6) 養育者及び養育者が扶養する前条第3項各号に掲げる児童(第1号から第4号までに該当する者を除く。)
 - (7) 乳児(前各号に該当する者を除く。)
 - (8) 小児(第1号から第6号までに該当する者を除く。次号において同じ。)
 - (9) 小児であつた際の病院又は診療所への入院を継続している等の事情により対象者とするのが適当な者として規則で定める者
- 2 前項に規定する高齢者医療確保法に基づく被保険者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 本市に住所を有する被保険者
 - (2) 高齢者医療確保法第55条第1項(高齢者医療確保法第55条の2第2項に

において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(高齢者医療確保法第55条第1項に規定する病院等をいう。次号において同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。次号において同じ。)をした際本市に住所を有していたもの

(3) 高齢者医療確保法第55条第2項第1号(高齢者医療確保法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していたもの

(4) 高齢者医療確保法第55条第2項第2号(高齢者医療確保法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していたもの

(5) 高齢者医療確保法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としてない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 次に掲げるいずれかの支援給付を受けている者

ア中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付

イ中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付

ウ中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付

(3) 国民健康保険法の規定による世帯主、高齢者医療確保法の規定による被保険者又は保険各法の規定による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を国又は地方公共団体において負担している施設に入所している者

(4) 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

(全部改正〔昭和50年条例7号〕、一部改正〔昭和56年条例17号・57年26号・59年20号・平成3年24号・7年7号・25号・10年9号・11年9号・14年29号・16年9号・17年12号・21号・18年15号・19年51号・20年10号・37号・21年9号・25年7号・26年46号・30年12号・13号〕)

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、同条第1項第5号又は第6号に該当する者で、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としな

(1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得の額が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得の額が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 前条の規定にかかわらず、同条第1項第8号に該当する者で、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、その小児等養育者の当該各号に定める所得の額が、当該小児等養育者の扶養親族等及び扶養親族等でない18歳に満たない者で当該小児等養育者が当該所得があつた年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該期間においては対象者としな

(1) 1歳から14歳までのそれぞれの年齢に達する日の属する月の翌月の初日

から1年を経過する日までの間 当該年齢に達する日の翌日の属する年の前年
(その日が1月から6月までの間にある場合は、その日の属する年の前々年)の
所得の額

(2) 15歳に達する日の属する月(その月が3月である場合を除く。)の翌月の
初日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 15歳に達する
日の翌日の属する年の前年(その日が1月から6月までの間にある場合は、その
日の属する年の前々年)の所得の額

(3) 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から16歳に達する日の属
する月の末日までの間 15歳に達する日の翌日の属する年の前年(その日が
1月から6月までの間にある場合は、その日の属する年の前々年)の所得の額

(4) 16歳及び17歳のそれぞれの年齢に達する日の属する月の翌月の初日か
ら1年を経過する日までの間 当該年齢に達する日の翌日の属する年の前年
(その日が1月から6月までの間にある場合は、その日の属する年の前々年)の
所得の額

3 前条の規定にかかわらず、特定対象児で、医療を受けた日の属する年の前年(そ
の日が1月から6月までの間にある場合は、その日の属する年の前々年)の当該者
の小児等養育者の所得の額が、当該小児等養育者の扶養親族等及び扶養親族等
でない18歳に満たない者で当該小児等養育者が当該所得があつた年の12月31
日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であ
るときは、対象者としなない。

4 第1項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所
得に関しては、規則の定めるところによる。

5 第1項から第3項までに規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で
定める。

(追加〔平成3年条例24号〕、一部改正〔平成7年条例25号・10年9
号・14年29号・16年9号・17年12号・19年13号・51号・
26年70号・29年59号・30年12号〕)

(助成の範囲)

第5条 国民健康保険法、高齢者医療確保法又は保険各法(以下「国民健康保険法等」)

という。)に基づく医療に関する給付を受けた対象者に対する医療費助成は、国民健康保険法等の規定による療養の給付等に要する費用のうち、対象者に係る国民健康保険法の規定による世帯主、高齢者医療確保法の規定による被保険者又は保険各法の規定による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する食事療養標準負担額、同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額、高齢者医療確保法第74条第2項に規定する食事療養標準負担額、高齢者医療確保法第75条第2項に規定する生活療養標準負担額、当該医療に関して附加給付金として保険者が給付する額及び当該医療に関して他の法令の規定により費用の負担を受けることができるときは、当該費用の負担を受けることができる限度額を除く。以下「保険対象助成額」という。)について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第8号に該当する対象者(12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日の属する月の末日までにある者(その者の小児等養育者が前条第2項に規定する所得のあつた年の翌年の1月1日において日本国内に住所を有し、当該所得について地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により市町村民税を課されていない者である当該対象者を除く。)に限る。)で、医療に関する給付(薬局における薬剤の支給及び入院に係るものを除く。以下この項において同じ。)を受けたものに対する医療費助成は、保険対象助成額(薬局における薬剤の支給及び入院に係るものを除く。)が医療に関する給付1回につき500円を超えた場合に、当該保険対象助成額から500円を控除した額について行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、特定対象児に対する医療費助成は、病院又は診療所への入院に係る保険対象助成額について行うものとする。

(全部改正〔平成6年条例21号〕、一部改正〔平成7年条例25号・10年9号・12年38号・14年29号・16年9号・18年47号・20年10号・25年7号・30年12号・令和2年70号〕)

(申請及び医療証の交付)

第6条 対象者は、医療費助成を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。この場合において、対象者が第3条第1項第1号から第4号までに該当

する場合は対象者又はその保護者(父母その他の者であつて、現に当該対象者と生計を共にし、世帯を同じくしている者をいう。第8条において同じ。)、同項第5号又は第6号に該当する場合はひとり親等、同項第7号から第9号までに該当する場合は小児等養育者が申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請に基づいて、その内容を審査し、相当と認めるときは、その者に対し医療証を交付しなければならない。ただし、別に規則で定める場合は、この限りでない。

(一部改正〔昭和57年条例26号・平成3年24号・5年27号・6年21号・7年25号・10年9号・14年29号・16年9号・30年12号〕)

(医療証の提示)

第7条 前条第2項の規定により医療証の交付を受けた者は、病院、診療所、薬局その他の者(以下「医療取扱機関」という。)において、医療に関する給付を受けようとするときは、当該医療取扱機関に医療証を提示しなければならない。

(一部改正〔昭和57年条例26号・平成3年24号・6年21号・10年9号〕)

(助成の方法)

第8条 対象者(特定対象児を除く。)に対する医療費助成は、医療取扱機関に支払うことによつて行うものとする。ただし、医療費を医療取扱機関に支払った場合の医療費助成は、対象者(対象者が第3条第1項第1号から第4号までに該当する場合は対象者又はその保護者、同項第5号又は第6号に該当する場合はひとり親等、同項第7号又は第8号に該当する場合は小児等養育者)に支払うことによつて行うことができる。

- 2 特定対象児に対する医療費助成は、小児等養育者に支払うことによつて行うものとする。

(全部改正〔昭和57年条例26号〕、一部改正〔平成3年条例24号・5年27号・6年21号・7年25号・10年9号・14年29号・16年9号・25年7号・30年12号・令和5年78号〕)

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費助成の全部若しくは一部を行わず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(一部改正〔昭和57年条例26号・平成3年24号〕)

(不正利得の徴収)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費助成を受けた者があるときは、その者からその助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(一部改正〔昭和57年条例26号・平成3年24号〕)

(譲渡等の禁止)

第11条 医療費助成を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(一部改正〔昭和57年条例26号・平成3年24号〕)

(届出の義務)

第12条 対象者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、規則の定めるところにより市長に届け出なければならない。

(一部改正〔昭和57年条例26号・平成3年24号〕)

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成3年条例24号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

(相模原市老人医療費助成条例の廃止)

2 相模原市老人医療費助成条例(昭和47年相模原市条例第28号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、現に旧条例の規定により行なわれた申請または届出は、この条例の相当規定により行なわれた申請または届出とみなす。

4 この条例施行の際、現に旧条例第5条の規定により交付された医療証は、第4条第2項の規定により交付された医療証とみなす。

(津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置)

5 津久井町及び相模湖町の編入の日(以下「編入日」という。)前に旧津久井町重度障害者医療費助成条例(昭和57年津久井町条例第26号)、旧津久井町小児の医療費の助成に関する規則(平成7年津久井町規則第26号)、旧相模湖町医療費の支給に関する条例(昭和48年相模湖町条例第25号)若しくは旧相模湖町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年相模湖町条例第21号)の規定により交付された医療証若しくは受給者証又は編入日前の津久井町における津久井町ひとり親家庭等医療費助成事業(以下「旧津久井町ひとり親家庭等医療費助成事業」という。)により同町の長が交付した医療証は、編入日の属する月末までにあつては、この条例の規定により交付された医療証とみなす。

(追加〔平成17年条例91号〕)

6 編入日前の旧津久井町重度障害者医療費助成条例、旧津久井町小児の医療費の助成に関する規則、旧相模湖町医療費の支給に関する条例、旧相模湖町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例若しくは旧相模湖町小児の医療費の助成に関する条例(平成7年相模湖町条例第16号)(以下「旧町条例等」という。)の規定による診療、薬剤の支給若しくは手当に係る医療費の助成については、旧町条例等の規定の例に、又は旧津久井町ひとり親家庭等医療費助成事業による診療、薬剤の支給若しくは手当に係る医療費の助成については、旧津久井町ひとり親家庭等医療費助成事業の例による。

(追加〔平成17年条例91号〕)

7 前2項に規定するもののほか、編入日前に旧町条例等によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなし、又は旧津久井町ひとり親家庭等医療費助成事業によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年条例91号〕)

(城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置)

- 8 城山町及び藤野町の編入の日(以下「2町の編入の日」という。)前に旧城山町重度障害者等の医療費扶助に関する規則(昭和48年城山町規則第3号)、旧城山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則(平成4年城山町規則第2号)、旧城山町小児の医療費助成に関する規則(平成7年城山町規則第20号)、旧藤野町重度心身障害者等の医療費扶助に関する規則(昭和48年藤野町規則第2号)若しくは旧藤野町小児医療費の助成に関する規則(平成14年藤野町規則第13号)(以下「旧町規則」という。)の規定により交付された医療証若しくは受給者証又は2町の編入の日前の藤野町における藤野町ひとり親家庭等医療費助成事業(以下「旧藤野町ひとり親家庭等医療費助成事業」という。)により同町の長が交付した医療証は、2町の編入の日の属する月の末日までは、この条例の規定により交付された医療証とみなす。

(追加〔平成18年条例79号〕)

- 9 2町の編入の日前の旧町規則の規定による診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については旧町規則の規定の例に、旧藤野町ひとり親家庭等医療費助成事業による診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については旧藤野町ひとり親家庭等医療費助成事業の例による。

(追加〔平成18年条例79号〕)

- 10 城山町の編入の日前に旧城山町小児の医療費助成に関する規則(以下「旧城山町規則」という。)の規定により定められた医療費の助成を受けることができる者に係る診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、この条例の規定にかかわらず、なお旧城山町規則の規定の例による。

(追加〔平成18年条例79号〕)

- 11 前3項に規定するもののほか、2町の編入の日前に旧町規則によりなされた処分、手続その他の行為はこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、旧藤野町ひとり親家庭等医療費助成事業によりなされた処分、手続その他の行為はこの条例の規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成18年条例79号〕)

(相模原市国民健康保険条例の一部改正)

- 1 2 相模原市国民健康保険条例(昭和34年相模原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条の3第3項中「および相模原市老人医療費助成条例(昭和47年相模原市条例第28号)」を削る。

(一部改正〔平成17年条例91号・18年79号〕)

附 則(昭和50年3月27日条例第7号)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の相模原市医療費助成条例の適用を受けることとなる者が、この条例の施行の前に行なつた相模原市国民健康保険条例(昭和34年相模原市条例第2号)の規定に基づく届出は、相模原市医療費助成条例第4条第1項に規定する申請とみなす。

附 則(昭和56年3月26日条例第17号)

この条例は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則(昭和57年12月18日条例第26号)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に行われた医療に係る改正前の相模原市医療費助成条例の規定による医療費助成については、なお従前の例による。

附 則(昭和59年9月29日条例第20号)

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和59年規則第41号で昭和59年10月1日から施行)

附 則(平成3年12月26日条例第24号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年12月22日条例第27号)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に行われた医療に係る改正前の相模原市医療費助成条例の規定による医療費助成については、なお従前の例による。

附 則(平成6年9月30日条例第21号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成7年3月23日条例第7号)

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成7年9月29日条例第25号)

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成10年3月26日条例第9号)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の前に行われた医療に係る改正前の相模原市医療費助成条例の規定による医療費助成については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月29日条例第9号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日条例第38号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年9月27日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定及び次項の規定は平成14年10月1日から、第2条の規定及び附則第3項の規定は平成15年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例中第1条の規定(第2条の規定については、当該規定。以下同じ。)による改正後の相模原市医療費助成条例の規定は、第1条の規定の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、同条の規定の施行の前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の相模原市医療費助成条例(以下「新条例」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、同条の規定による改正前の相模原市医療費助成条例(以下「旧条例」という。)第3条第1項(第1号に限る。)に該当する者及び施行日の前日において68歳以上70歳未満の者で施行日以後に旧条例第3条第1項(第1号に限る。)に該当することとなったものに係る医療費の助成については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月26日条例第9号)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の相模原市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月28日条例第12号)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の相模原市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月31日条例第21号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月21日条例第91号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成18年3月9日条例第15号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の相模原市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月30日条例第47号)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(一部改正〔平成20年条例10号〕)

- 2 この条例の施行の日以前に行われた医療に係る医療費助成については、なお従前の例による。

(一部改正〔平成20年条例10号〕)

附 則(平成18年12月25日条例第79号)

この条例は、平成19年3月11日から施行する。

附 則(平成19年3月9日条例第13号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の相模原市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成19年12月25日条例第51号)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の相模原市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月27日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の相模原市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月27日条例第37号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第9号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第22号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年10月1日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月24日条例第70号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成29年12月28日条例第59号)

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第2項第5号、第3条第3項並びに第6条第2項の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の相模原市医療費助成条例の規定による医療費の助成に係る申請の受付その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成30年3月26日条例第13号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月21日条例第70号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(相模原市医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の相模原市医療費助成条例の規定は、同条例第4条第2項各号に定める所得及び同条第3項に規定する所得(以下この項において「算定所得」という。)が令和2年以後の所得である場合の診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、算定所得が令和元年以前の所得である場合の診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(令和5年12月22日条例第78号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定(「同項第1号」を「第3条第1項第1号」に改める部分に限る。)及び附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

7 新条例の規定による医療費の助成に係る申請その他準備行為は、施行日前においても行うことができる。

○相模原市医療費助成条例施行規則

昭和49年3月30日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成4年規則13号・27年4号〕)

(条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態及び学校)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

2 条例第2条第1項に規定する規則で定める学校は、別表第2のとおりとする。

(追加〔平成4年規則13号〕)

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童を監護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(追加〔平成4年規則13号〕)

(条例第2条第2項第3号の規則で定める障害の状態)

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める障害の状態は、別表第3のとおりとする。

(全部改正〔平成4年規則13号〕)

(条例第2条第2項第5号の規則で定める児童)

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成

13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

(3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(追加〔平成4年規則13号〕、一部改正〔平成10年規則54号・24年112号・25年107号〕)

(条例第2条第5項の規則で定める者)

第6条 条例第2条第5項に規定する規則で定める者は、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、18歳に達する日の属する月の末日までにある者であつて、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学部又は同法第134条第1項に規定する各種学校のうち外国人学校の中等部(以下「中学校等」という。)に在学している場合において、当該中学校等を卒業し、又は修了する日の属する月の末日までにあるもの(以下「学齢超過者」という。)とする。

(追加〔平成7年規則39号〕、一部改正〔平成10年規則11号・13年21号・18年24号・19年3号・68号・173号・28年11号〕、全部改正〔平成30年規則62号〕)

(保険各法)

第7条 条例第3条第1項に規定する規則で定める保険各法(以下「保険各法」という。)とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(一部改正〔昭和50年規則18号・58年1号・59年32号・42号・平成4年13号・9年14号・10年54号・18年24号〕)

(条例第3条第1項第9号の規則で定める者)

第8条 条例第3条第1項第9号に規定する規則で定める者は、中学校等を卒業し、又は修了する日の属する月の末日以後引き続き入院している者であつて、その退院の日(当該退院の日が18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、18歳に達する日の属する月の末日)までにあるものとする。

(追加〔平成30年規則62号〕)

(所得の額)

第9条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次に掲げる児童の養育者を除く父又は母等にあつては別表第4、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第5のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第1号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第5条第3号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第5条第4号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第5条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第6のとおりとする。

3 条例第4条第2項及び第3項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第4条第2項及び第3項に規定する扶養親族等及び扶養親族等でない18歳に満たない者で当該小児等養育者が当該所得があつた年の12月31日において生計を維持したもの(次号において「18歳に満たない者」という。)がないとき 622万円
- (2) 扶養親族等又は18歳に満たない者があるとき 622万円に当該扶養親族等又は18歳に満たない者1人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円)を加算した額

(追加〔平成4年規則13号〕、一部改正〔平成7年規則39号・8年41号・10年11号・45号・11年44号・13年62号・18年126号・24年112号・26年67号・27年4号・29年89号・30年62号〕)

(所得の範囲)

第10条 条例第4条第1項各号に規定する前々年の所得の範囲については、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第3条第1項の規定を準用する。この場合において、「前年」とあるのは「前々年」と、「監護し、かつ、これと生計を同じくする児童」とあるのは「監護する児童」と読み替えるものとする。

2 条例第4条第2項及び第3項に規定する所得の範囲については、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条の規定を準用する。

(全部改正〔平成7年規則39号〕、一部改正〔平成14年規則74号・15年64号・22年109号・27年4号・30年62号〕)

(所得の額の計算方法)

第11条 条例第4条第1項各号に規定する前々年の所得の額の計算方法については、児童扶養手当法施行令第4条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「その年」とあるのは「前年」と、「監護し、かつ、これと生計を同じくする児童」とあるのは「監護する児童」と読み替えるものとする。

2 条例第4条第2項及び第3項に規定する所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第3条の規定を準用する。

(全部改正〔平成7年規則39号〕、一部改正〔平成14年規則74号・15年64号・20年82号・22年109号・27年4号・71号・29年58号・89号・30年62号・69号〕)

(災害時における所得の特例)

第12条 条例第4条第4項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権、その他の無形減価

償却資産を除く。)につき、被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前々年における当該被害者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

(全部改正〔平成4年規則13号〕、一部改正〔平成7年規則39号・27年4号・29年89号・30年62号〕)

(医療証の交付申請)

第13条 条例第6条第1項の規定による申請をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書に国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による被保険者又は保険各法の規定による被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者(以下「被保険者等」という。)であることを証する書類(以下「被保険者証等」という。)を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第18条に規定する場合は、この限りでない。

- (1) 条例第3条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者(以下「重度障害者」という。) 重度障害者医療費助成医療証交付申請書
- (2) 条例第3条第1項第5号又は第6号に該当する者(以下「ひとり親家庭等」という。) ひとり親家庭等医療費助成福祉医療証交付申請書(現況届)(以下「ひとり親家庭等申請書」という。)
- (3) 条例第3条第1項第7号又は第8号に該当する者 小児医療費助成医療証交付申請書

2 ひとり親家庭等申請書を提出する者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ひとり親家庭等認定調書
- (2) 世帯の状況を証する書類
- (3) 世帯全員の住民票記載事項に関する証明書
- (4) 条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等又は同項第2号に規定するひとり親等の配偶者若しくは扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)の前々年の所得の状況を証する書類

- (5) 養育者又は扶養義務者等が第11条第1項において準用する児童扶養手当法施行令第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- 3 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給を受けている者が、児童扶養手当証書を提示するときは、同項各号の書類の添付を省略することができる。
- 4 条例第3条第1項第8号に該当する者の小児等養育者が申請をするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 小児が被保険者等であることを証する書類
 - (2) 小児を養育していることを証する書類
 - (3) 小児が1歳から17歳までのそれぞれの年齢に達する日の翌日の属する年の前年(その日が1月から6月までの間にある場合は、その日の属する年の前々年)の小児等養育者の所得状況を証する書類
 - (4) 小児等養育者が第11条第2項において準用する児童手当法施行令第3条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
 - (5) 小児(学齢超過者に限る。)が中学校等に在学していることを証する書類
- 5 市長は、第1項の申請書が提出された場合において、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、医療費助成事業医療証交付申請却下通知書により当該申請者に通知する。

(一部改正〔昭和56年規則29号・58年1号・59年42号・平成4年13号・6年13号・7年39号・10年11号・13年62号・14年54号・64号・74号・16年63号・17年82号・19年91号・177号・20年43号・24年112号・27年4号・30年69号・79号・62号・令和2年119号〕)

(医療費助成の始期)

第14条 医療費の助成は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後の医療に関する給付に係るものから行う。

- (1) 重度障害者 重度障害者となつた日の属する月の初日
 - (2) ひとり親家庭等 ひとり親家庭等申請書が提出された日の属する月の初日
 - (3) 乳児 当該乳児が生まれた日
 - (4) 小児(学齢超過者を除く。) 1歳から15歳までのそれぞれの年齢(15歳に達する日が3月1日から3月31日までの間にある者を除く。)に達する日の属する月の翌月の初日
 - (5) 小児(学齢超過者に限る。) 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日
 - (6) 特定対象児 中学校等を卒業し、又は修了する日の属する月の翌月の初日
- 2 前項の規定にかかわらず、新たに市内に住所を有したこと、被保険者等となつたこと、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けなくなつたこと、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けなくなつたことにより対象となつた者については、当該対象者となつた日以後の医療に関する給付に係るものから行うものとする。

(追加〔平成4年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則13号・7年39号・10年11号・14年74号・17年82号・19年91号・177号・20年24号・26年111号・27年4号・29年89号・30年62号・令和2年119号〕)

(医療証の有効期限)

第15条 条例第6条第2項に規定する医療証(以下「医療証」という。)の有効期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

- (1) 重度障害者に係る医療証(第1号様式) 毎年9月30日
- (2) ひとり親家庭等に係る福祉医療証(第2号様式) 毎年12月31日
- (3) 乳児又は小児に係る医療証(第3号様式) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日

ア乳児 1歳に達する日の属する月の末日

イ小児 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日

- (ア) 1歳から11歳までの者 それぞれ次の年齢に達する日の属する月の

末日

(イ) 12歳の者((ウ)に該当する者を除く。) 12歳に達する日以後の最初の3月31日

(ウ) 12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から13歳に達する日までにある者 13歳に達する日の属する月の末日

(エ) 13歳及び14歳の者 それぞれ次の年齢に達する日の属する月の末日

(オ) 15歳の者((カ)に該当する者を除く。) 15歳に達する日以後の最初の3月31日

(カ) 学齢超過者 16歳から18歳までのそれぞれの年齢に達する日の属する月の末日又は市長が定める日

2 前項第1号の医療証は毎年10月1日に、同項第2号の医療証は毎年1月1日に、同項第3号ア及びイ(ア)の医療証は1歳から12歳までのそれぞれの年齢に達する日の属する月の翌月の初日に、同号イ(イ)の医療証は12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日に、同号イ(ウ)及び(エ)の医療証は13歳から15歳までのそれぞれの年齢(15歳に達する日が3月1日から3月31日までの間にある者を除く。)に達する日の属する月の翌月の初日に、同号イ(カ)の医療証は16歳から17歳までのそれぞれの年齢に達する日の属する月の翌月の初日に更新する。

(全部改正〔昭和58年規則1号〕、一部改正〔平成4年規則13号・6年13号・34号・7年39号・8年41号・10年11号・13年62号・14年54号・64号・74号・17年82号・19年91号・177号・21年69号・27年4号・30年62号・令和2年72号・119号〕)

(医療証の返還)

第16条 医療証の交付を受けた者は、その医療証が前条第1項各号に定める有効期限を経過したとき又は対象者でなくなつたときは、速やかに市長に返還しなければならない。

(追加〔昭和56年規則29号〕、一部改正〔昭和58年規則1号・平成4年13号・6年13号・8年41号・14年64号・74号・20年43

号・27年4号・30年62号・令和2年119号]

(医療証の再交付)

第17条 医療証の交付を受けた者は、医療証を破り、汚し、又は紛失したときは、医療証再交付申請書により市長に再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の規定による申請には、同項に規定する申請書に当該医療証を添えなければならない。

3 医療証の再交付を受けた者は、紛失した医療証を発見したときは、直ちに当該医療証を市長に返還しなければならない。

(一部改正〔昭和56年規則29号・58年1号・平成4年13号・6年13号・13年62号・14年74号・19年91号・27年4号・30年62号・令和2年119号])

(医療証の交付を要しない場合)

第18条 条例第6条第2項ただし書に規定する規則で定める場合とは、対象者が条例第5条第3項に規定する医療費助成を受ける場合とする。

(全部改正〔平成7年規則39号〕、一部改正〔平成8年規則41号・14年74号・16年63号・20年43号・30年62号・令和2年119号])

(現金給付による助成手続)

第19条 条例第8条第1項ただし書の規定により医療費の助成を受けようとする者(以下「現金受給者」という。)は、医療費支給申請書兼請求書に医療に関する給付を受けたことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 条例第8条第2項の規定により医療費の助成を受けようとする小児等養育者は、医療費支給申請書兼請求書に医療に関する給付を受けたことを証する書類及び次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 特定対象児が被保険者等であることを証する書類

(2) 特定対象児を養育していることを証する書類

(3) 特定対象児が医療に関する給付を受けた日の属する年の前年(その日が1月から6月までの間にある場合は、その日の属する年の前々年)の小児等養育者の

所得状況を証する書類

- 3 前2項の規定による医療費の助成の申請は、医療に関する給付を受けた日の属する月の翌月から起算して2年以内に行わなければならない。
- 4 現金受給者(本市の行う国民健康保険の世帯主に限る。)が国民健康保険法第54条に規定する療養費の支給を受ける場合における医療費の助成手続については、当該療養費に係る申請書の提出をもつて、第1項に規定する医療費支給申請書兼請求書の提出とみなすことができる。
- 5 市長は、第1項若しくは第2項の規定により医療費支給申請書兼請求書の提出を受けた場合又は前項の療養費に係る申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、医療費の助成を、行うことを決定したときは医療費助成決定通知書により、行わないことを決定したときは医療費助成申請却下通知書により現金受給者又は小児等養育者に通知する。

(一部改正〔昭和56年規則29号・57年17号・58年1号・平成4年13号・6年13号・7年39号・10年11号・13年62号・14年64号・74号・19年91号・20年43号・21年69号・29年89号・30年62号・令和2年119号〕)

(届出事項)

第20条 条例第12条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、医療証の交付を受けている者は、資格変更届又は資格喪失届に当該医療証を添えて、提出しなければならない。

(1) 被保険者証等に関する事項

(2) 資格喪失に関する事項

- 2 条例第12条第2項に規定する届出は、ひとり親家庭等申請書に認定調書並びにひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得を証する書類を添えて、毎年11月1日から同月25日(当該その日が土曜日に当たる場合はその翌々日、日曜日に当たる場合はその翌日)までに行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が引き続き受給資格を有する場合は、届出を省略することができる。

(一部改正〔昭和56年規則29号・58年1号・平成4年13号・6年13号・7年39号・13年62号・14年74号・19年91号・27年

4号・30年62号・令和2年119号〕)

(受給資格消滅の通知)

第21条 市長は、対象者がその資格要件に該当しなくなつたと認めるときは、医療費助成事業受給資格消滅通知書により、当該対象者であつたものに通知する。ただし、対象者が死亡した場合又は医療証を返還する等不正に使用するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

(追加〔平成4年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則13号・10年11号・30年62号・令和2年119号〕)

(添付書類の省略)

第22条 市長は、この規則に規定する申請書に添付すべき書類により証明される事項を公簿等により確認することができる場合には、当該添付すべき書類を省略させることができる。

(追加〔平成7年規則39号〕、一部改正〔平成30年規則62号・令和2年119号〕)

(様式)

第23条 この規則の規定により使用する書類の様式(第1号様式から第3号様式までを除く。)は、別に定める。

(追加〔平成19年規則91号〕、一部改正〔平成24年規則112号・30年62号・令和2年119号〕)

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(追加〔昭和56年規則29号〕、一部改正〔昭和58年規則1号・平成4年13号・7年39号・19年91号・30年62号・令和2年119号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

(一部改正〔平成19年規則3号〕)

(相模原市老人医療費助成条例施行規則の廃止)

2 相模原市老人医療費助成条例施行規則(昭和47年規則第37号。以下「旧規則」

という。)は、廃止する。

(一部改正〔平成19年規則3号〕)

(経過措置)

- 3 この規則施行の際、現に旧規則により行なわれた申請は、この規則の相当規定により行なわれた申請とみなす。

(一部改正〔平成19年規則3号〕)

- 4 この規則施行の際、現に旧規則によつて定められた様式の内紙が残存するときは、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

(相模湖町の編入に伴う経過措置)

- 5 相模湖町の編入の日(以下「編入日」という。)前に旧相模湖町小児の医療費の助成に関する条例施行規則(平成7年相模湖町規則第24号)の規定により交付された医療証は、編入日の属する月末までにあつては、条例の規定により交付された医療証とみなす。

(追加〔平成18年規則3号〕)

(津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置)

- 6 条例附則第5項の規定により条例の規定により交付された医療証とみなした医療証又は前項の規定により条例の規定により交付された医療証とみなした医療証の交付を受けた者に対する第15条の規定の適用については、同条第1項中「前条第1項の規定による有効期限」とあるのは、「平成18年3月31日」と読み替えるものとする。

(追加〔平成18年規則3号〕、一部改正〔平成19年規則3号〕)

(城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置)

- 7 条例附則第8項の規定により条例の規定により交付された医療証とみなした医療証の交付を受けた者に対する第15条の規定の適用については、同条第1項中「前条第1項の規定による有効期限」とあるのは、「平成19年3月31日」と読み替えるものとする。

(追加〔平成19年規則3号〕)

(児童手当法施行令の改正に伴う経過措置)

- 8 平成28年の所得の額の計算方法に係る第11条第2項の規定の適用について

は、同項中「児童手当法施行令」とあるのは、「児童手当法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第176号)による改正前の児童手当法施行令」とする。

(追加〔平成30年規則69号〕、一部改正〔平成30年規則62号・79号〕)

- 9 前項の場合においては、条例第4条第2項に規定する小児等養育者が所得税法第2条第1項第30号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する場合又は同項第31号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する場合の所得の額は、当該小児等養育者の申請に基づき、同項第30号に規定する寡婦又は同項第31号に規定する寡夫であるとみなし、同法第81条及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の17の規定の例により算定するものとし、第14条第4項第4号の規定は、適用しない。

(追加〔平成30年規則69号〕、一部改正〔平成30年規則62号・79号・96号〕)

(児童扶養手当法施行令の改正に伴う経過措置)

- 10 平成28年の所得の額の計算方法に係る第11条第1項の規定の適用については、同項中「児童扶養手当法施行令」とあるのは、「児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第232号)第1条の規定による改正前の児童扶養手当法施行令」とする。

(追加〔平成30年規則79号〕、一部改正〔平成30年規則62号・79号〕)

- 11 前項の場合においては、第14条第2項第5号の規定は、適用しない。

(追加〔平成30年規則79号〕、一部改正〔平成30年規則62号・79号〕)

号])

附 則(昭和50年3月28日規則第18号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年6月29日規則第34号)

この規則は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則(昭和56年6月1日規則第29号)

- 1 この規則は、昭和56年7月1日から施行する。ただし、第4条に後段を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に交付されている本市の行う国民健康保険の被保険者である重度心身障害者に係る医療証は、この規則による改正後の相模原市医療費助成条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則(昭和57年3月27日規則第17号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年1月26日規則第1号)

- 1 この規則は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の相模原市医療費助成条例施行規則の規定により定められた様式が残存するときは、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則(昭和59年6月14日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年9月29日規則第42号)

- 1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に交付されている一般老人に係る医療証及び重度障害者(本市の行う国民健康保険の被保険者である重度障害者を除く。)に係る医療証は、この規則による改正後の相模原市医療費助成条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則(昭和61年11月1日規則第59号)

- 1 この規則は、別に規則で定める日から施行する。

(昭和61年規則第62号で昭和62年1月1日から施行)

2 この規則の施行の際現に改正前の相模原市医療費助成条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により交付されている一般老人に係る医療証(以下「旧老人医療証」という。)及び重度障害者(本市の行う国民健康保険の被保険者である重度障害者を除く。)に係る医療証は、改正後の相模原市医療費助成条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定により交付されたものとみなす。ただし、旧老人医療証にあつては新規則に規定する一般老人に係る医療証(以下「新老人医療証」という。)が交付されるまでの間に限る。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定による旧老人医療証の交付を受けている者は、新規則の規定による新老人医療証の交付を受けたときは、速やかに旧老人医療証を市長に返還しなければならない。

附 則(平成4年3月27日規則第13号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年10月7日規則第41号)

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成5年9月30日規則第46号)

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第13号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年6月30日規則第34号)

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成6年9月30日規則第43号)

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。ただし、別表第4、別表第5及び別表第6の改正規定は、平成7年1月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に交付されている本市の行う国民健康保険の被保険者である重度障害者に係る医療証は、この規則による改正後の相模原市医療費助成条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則(平成6年12月19日規則第56号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成7年9月29日規則第39号)

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成7年12月25日規則第54号)

- 1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第4から別表第6までの規定は、平成8年1月1日以後の医療に係る費用の助成について適用し、同日前の医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成8年7月1日規則第41号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の相模原市医療費助成条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により交付されている重度障害者に係る医療証(以下「旧重度障害者医療証」という。)は、改正後の相模原市医療費助成条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定による重度障害者医療証(以下「新重度障害者医療証」という。)が交付されるまでの間に限り、新規則の規定により交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定による旧重度障害者医療証の交付を受けている者は、新規則の規定による新重度障害者医療証の交付を受けたときは、速やかに旧重度障害者医療証を市長に返還しなければならない。

附 則(平成8年12月18日規則第47号)

- 1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第4から別表第6までの規定は、平成9年1月1日以後の医療に係る費用の助成について適用し、同日前の医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日規則第14号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年12月24日規則第57号)

- 1 この規則は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第4から別表第6までの規定は、平成10年1月1日以後の医療に係る費用の助成について適用し、同日前の医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成10年6月16日規則第45号)

- 1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定は、平成10年7月1日以後の医療に係る費用の助成について適用し、同日前の医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月26日規則第11号)

- 1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条第3項の規定の適用については、相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例(平成10年相模原市条例第9号)による改正後の相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)第4条第2項第1号及び第2号に定める年が平成8年である場合にあつては、第8条第3項中「344万5,000円」とあるのは、「327万8,000円」と読み替えるものとする。

(追加〔平成10年規則56号〕)

- 3 この規則の施行の際現に改正前の相模原市医療費助成条例施行規則の規定により交付されている乳児に係る医療証は、改正後の相模原市医療費助成条例施行規則の規定により交付された乳児又は幼児に係る医療証とみなす。

(一部改正〔平成10年規則56号〕)

附 則(平成10年8月1日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年9月30日規則第56号)

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成10年11月18日規則第62号)

- 1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第4から別表第6までの規定は、平成11年1月1日以後の医療に係る費用の助成について適用し、同日前の医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月29日規則第12号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月14日規則第44号)

- 1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。

- 2 改正後の第8条第3項の規定の適用については、相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)第4条第2項各号に定める年が平成9年である場合にあつては、第8条第3項第1号中「361万円」とあるのは「344万5,000円」と、同項第2号中「361万円」とあるのは「344万5,000円」と、「38万円」とあるのは「30万円」と、「44万円」とあるのは「36万円」と読み替えるものとする。

附 則(平成13年3月30日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年6月29日規則第62号)

- 1 この規則は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条第3項の規定の適用については、相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)第4条第2項各号に定める年が平成11年である場合にあつては、第8条第3項各号中「460万円」とあるのは「361万円」と読み替えるものとする。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の相模原市医療費助成条例施行規則の規定により定められた様式が残存するときは、当該用紙が残存する間、所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成14年8月30日規則第54号)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行のため必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成14年9月30日規則第64号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第5号様式の改正規定は、同年11月1日から施行する。

附 則(平成14年12月24日規則第74号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行のため必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前にお

いても行うことができる。

- 3 相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例(平成14年相模原市条例第29号)附則第3項に規定する者についての医療費の助成に係る手続については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の相模原市医療費助成条例施行規則の規定により定められた様式による用紙が残存するときは、当該用紙が残存する間、所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成15年3月31日規則第64号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月30日規則第61号)

- 1 この規則は、平成16年8月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の相模原市家庭保育福祉員に関する規則、相模原市医療費助成条例施行規則、相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、相模原市営斎場条例施行規則、相模原市看護師等修学資金貸付条例施行規則、相模原市市営住宅条例施行規則、相模原市立男女共同参画推進センター条例施行規則、相模原市保健所及び保健センター条例施行規則、相模原市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則、結核予防法の施行に関する規則、相模原市立児童クラブ条例施行規則、相模原市国民健康保険条例施行規則、結核児童療育給付に関する規則、育成医療に関する規則、老人福祉法の施行に関する規則、児童福祉法の施行に関する規則及び母子及び寡婦福祉法の施行に関する規則の規定により定められた様式が残存するときは、当該用紙が残存する間、所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成16年8月2日規則第63号)

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行のため必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の相模原市医療費助成条例施行規則の規定により定められた様式による用紙が残存するときは、当該用紙が残存する間、所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成17年8月1日規則第82号)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行のため必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成18年1月30日規則第3号)

- 1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。
- 2 この規則の施行のため必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成18年3月10日規則第24号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行のため必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成18年5月1日規則第126号)

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条第3項の規定の適用については、相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)第4条第2項各号に定める年が平成15年又は平成16年である場合にあっては、第8条第3項各号中「532万円」とあるのは「460万円」と読み替えるものとする。
- 3 この規則の施行のため必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成19年1月26日規則第3号)

- 1 この規則は、平成19年3月11日から施行する。
- 2 この規則の施行のため必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成19年3月30日規則第68号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第91号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行のため必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前にお

いても行うことができる。

附 則(平成19年12月12日規則第173号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成19年12月25日規則第177号)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の相模原市医療費助成条例施行規則の規定の適用のため必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成20年3月28日規則第24号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(相模原市医療費助成条例施行規則の改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の第18条第4項の規定は、平成20年4月1日以後の医療に係る医療費の助成手続について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成手続については、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月1日規則第82号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成21年9月30日規則第69号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年7月30日規則第109号)

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(平成24年12月1日規則第112号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第12条及び第22条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月27日規則第107号)

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則(平成26年5月1日規則第67号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条第3項の規定の適用については、相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)第4条第2項各号に定める年が平成23年又は平成24年である場合にあつては、第8条第3項各号中「622万円」とあるのは「532万円」と読み替えるものとする。

(準備行為)

- 3 改正後の第8条第3項各号に規定する額を用いる医療費の助成に係る申請の受付その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

附 則(平成26年10月1日規則第111号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年1月30日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の相模原市医療費助成条例施行規則の規定により定められた様式による用紙が残存するときは、当該用紙が残存する間、所要の修正をして使用することができる。

(準備行為)

- 3 改正後の相模原市医療費助成条例施行規則の規定による医療費の助成に係る申請の受付その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成27年3月31日規則第71号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(相模原市医療費助成条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の相模原市医療費助成条例施行規則第10条第3項の規定は、この規則の施行の日以後の医療の給付に係る医療費の助成から適用する。

附 則(平成28年3月25日規則第11号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第58号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月28日規則第89号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条及び別表第4の規定は、平成30年以後の所得による相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)の規定による医療費の助成の制限について適用し、平成29年以前の所得による当該医療費の助成の制限については、なお従前の例による。

附 則(平成30年4月10日規則第62号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(相模原市医療費助成条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の相模原市医療費助成条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定により定められた様式による用紙が残存するときは、当該用紙が残存する間、所要の修正をして使用することができる。
- 3 旧規則の規定により交付された医療証については、改正後の相模原市医療費助成条例施行規則の規定により交付された医療証とみなす。

附 則(平成30年5月30日規則第69号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則(平成30年7月31日規則第79号)

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(平成30年11月8日規則第96号)

この規則は、平成30年12月21日から施行する。

附 則(令和2年4月1日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月28日規則第119号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に行われる診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

(追加〔平成4年規則13号〕、一部改正〔平成27年規則4号・令和4年40号〕)

(1) 次に掲げる視覚障害

ア 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの

イ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの

ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの

エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

(2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの

(3) 平衡機能に著しい障害を有するもの

- (4) そしやくの機能を欠くもの
 - (5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - (6) 両上肢の親指及び人さし指又は中指を欠くもの
 - (7) 両上肢の親指及び人さし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - (8) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (9) 一上肢の全ての指を欠くもの
 - (10) 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
 - (11) 両下肢の全ての指を欠くもの
 - (12) 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (13) 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - (14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けること又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - (16) 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - (17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

別表第2(第2条関係)

(追加〔平成4年規則13号〕、一部改正〔平成7年規則39号・13年21号・19年3号・68号・173号・20年82号・令和2年119号〕)

- (1) 学校教育法第1条に規定する高等学校(同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。)
- (2) 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程(同法第70条第1項において準用する同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。)
- (3) 学校教育法第1条に規定する高等専門学校(第4学年以上の者を除く。)
- (4) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部

- (5) 学校教育法第125条第1項に規定する専修学校の高等課程
- (6) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校のうち外国人学校高等部別表第3(第4条関係)
 - (追加〔平成4年規則13号〕、一部改正〔平成27年規則4号・令和4年40号〕)
- (1) 次に掲げる視覚障害
 - ア 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - イ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢の全ての指を欠くもの
- (5) 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであつて、当該障害の原因となつた傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

別表第4(第9条関係)

(追加〔平成4年規則13号〕、一部改正〔平成4年規則41号・5年46号・6年43号・7年54号・8年47号・9年57号・10年62号・14年74号・24年112号・27年4号・29年89号・30年62号〕)

扶養親族等又は児童の 数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に、当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。以下同じ。)があるときは、当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額)

備考 左欄に掲げる区分に応じて、右欄に定める額とする。

別表第5(第9条関係)

(追加〔平成4年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則43号・7年54号・8年47号・9年57号・10年62号・27年4号・30年62号〕)

扶養親族等又は児童の 数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算

	した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)
--	---

備考 左欄に掲げる区分に応じて、右欄に定める額とする。

別表第6(第9条関係)

(追加〔平成4年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則43号・7年54号・8年47号・9年57号・10年62号・27年4号・30年62号〕)

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

備考 左欄に掲げる区分に応じて、右欄に定める額とする。

第1号様式 (第15条関係)

障 医 療 証								
負 担 者 番 号	8	0	1	4	0	1	0	6
受 給 者 番 号								
対 象 者	居 住 地							
	氏 名							
	生 年 月 日	年 月 日						
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで							
発 行 者	相模原市長							
交 付 年 月 日	年 月 日							

(規格 縦 12.7 センチメートル、横 9.1 センチメートル)

第2号様式 (第15条関係)

(第1面)

 福祉医療証	
住所	
氏名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
次の受給者は、相模原市医療費助成条例により医療費の一部を市が助成するものであることを証明する。 相模原市長	
交付年月日	

(規格 縦12.7センチメートル、横9.1センチメートル)

(第2面)

受給者番号・氏名						備考		
負担者番号	8	5	1	4	0	1	0	1
受給者番号								
負担者番号	8	5	1	4	0	1	0	1
受給者番号								
負担者番号	8	5	1	4	0	1	0	1
受給者番号								

(規格 縦12.7センチメートル、横9.1センチメートル)

(第3面)

受給者番号・氏名						備考		
負担者番号	8	5	1	4	0	1	0	1
受給者番号								
負担者番号	8	5	1	4	0	1	0	1
受給者番号								
負担者番号	8	5	1	4	0	1	0	1
受給者番号								

(規格 縦12.7センチメートル、横9.1センチメートル)

第3号様式 (第15条関係)

小 児 医 療 証

負担者番号								
受給者番号								
対 象 者	住 所							
	氏 名							
	生年月日	年 月 日						
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで						
自己負担上限額 (一部負担金)								
<p>上記の者は、相模原市医療費助成条例により医療費の一部を市が助成するものであることを証明する。</p> <p>相模原市長</p>								
交付年月日		年 月 日						

(規格 縦 12.7センチメートル、横 9.1センチメートル)

第1号様式(第15条関係)

(全部改正〔平成8年規則41号〕、一部改正〔平成13年規則62号・14年74号・19年91号・30年62号・令和2年119号・4年40号〕)

第2号様式(第15条関係)

(追加〔平成4年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則13号・7年39号・8年41号・13年62号・14年74号・19年91号・30年62号・令和2年119号〕)

第3号様式(第15条関係)

(追加〔平成7年規則39号〕、一部改正〔平成8年規則41号・10年11号・13年62号・14年74号・19年91号・30年62号・令和2年119号〕)